

特別養護老人ホーム梅が丘
「短期入所生活介護」「介護予防短期入所生活介護」重要事項説明書

当事業所は介護保険の指定を受けています。
仙台市指定第0475503017号

当事業所はご契約者に対して短期入所生活介護サービスまたは介護予防短期入所生活介護サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

※当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果、「要介護」と認定された方は「短期入所生活介護サービス」の対象となり、「要支援」と認定された方は「介護予防短期入所生活介護サービス」の対象となります。要介護・要支援認定をまだ受けていない方でもサービスの利用は可能です。

◇◆目次◆◇

1. 事業者

- | | |
|-----------|----------------|
| (1) 法人名 | 社会福祉法人 仙台白百合会 |
| (2) 法人所在地 | 仙台市泉区本田町20番15号 |
| (3) 電話番号 | 022-218-3008 |
| (4) 代表者氏名 | 理事長 菅原 節雄 |
| (5) 設立年月 | 平成14年 10月 9日 |

2. 事業所の概要

- (1) **事業所の種類** (介護予防)短期入所生活介護事業所・平成25年7月1日指定
介護予防短期入所生活介護事業所・平成25年7月1日指定
仙台市指定第0475503017号
※当事業所は特別養護老人ホーム梅が丘に併設されています。
- (2) **事業所の目的** 指定居宅サービスに該当する(介護予防)短期入所生活介護の事業は、要介護(支援)状態等となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事等の介護、その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ることを目的としています。

- (3) 事業所の名称 特別養護老人ホーム梅が丘
 (4) 事業所の所在地 仙台市泉区本田町20番8号
 (5) 電話番号 022-218-3044
 (6) 館長(管理者) 菅原 節雄
 (7) 当事業所の運営方針 指定居宅サービスに該当する(介護予防)短期入所生活介護の事業は、要介護(支援)状態等となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減に努めます。
 (8) 開設年月 平成25年 7月 1日

(9) 営業日及び営業時間

営業日	年中無休
受付時間	月～金 9時～18時

- (10) 利用定員 10人 1ユニット

(11) 居室等の概要

当施設は以下の居室・設備をご用意しています。利用される居室は、すべて1人部屋です。

居室・設備の種類	室数	備考
個室(1人部屋)	全10室	洗面台、車椅子用トイレ完備
共同生活室	ユニット1室	冷暖房完備、行事等においても使用
浴室	2室	個浴1室、機械浴室1室

※ 上記は、厚生省が定める基準により、(介護予防)短期入所生活介護に必置が義務づけられている施設・設備です。

※ 当施設は、ユニット型の介護老人福祉施設であり全室個室であります。

☆居室の変更 契約者から居室の変更希望の申し出があった場合は、居室の空き状況により施設でその可否を決定します。また、契約者の心身の状況により居室を変更する場合があります。

その際には、契約者やご家族等と協議のうえ決定するものとします。

☆ 施設全体に関わる事項 施設内全室暖房設備完備、各居室等に冬期加湿器を設置

☆ 居室に関する特記事項 ・トイレの場所 各居室内に設置してあります。

・洗面の場所 各居室内に設置してあります。

☆ 契約者の状態に応じ、ポータブルトイレ、介助バー、エアマット、を設置しています。

3. 職員の配置状況

当施設では、契約者に対して(介護予防)短期入所生活介護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

<主な職員の配置状況>※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職種	人数
1. 管理者	1名(兼務)
2. 事務員	1名(兼務)
3. 生活相談員	2名(兼務)
4. 看護職員	1名
5. 計画担当介護支援専門員	2名(兼務)
6. 嘱託医師	1名
7. 管理栄養士	1名(兼務)

<その他の職種の勤務体制>

8. 介護職員	8名(内1名パート職員)
9. 洗濯員	2名
10. 清掃員	2名
11. 宿直員	3名(兼務)
述べ人数	24名

☆ 土曜日、日曜日、祝日、行事等により上記と異なる場合があります。

4. 当施設が提供するサービスと利用料金

当施設では、契約者に対して以下のサービスを提供します。

当施設が提供するサービスについて、

(1) 利用料金が介護保険から給付される場合
(2) 利用料金の全額をご契約者に負担いただく場合

があります。

※料金については、**別紙1料金表**を参照

(1) 介護保険給付によるサービス (契約書第4条参照)

以下のサービスについては、利用料金の大部分 (通常9割、所得によっては8割、7割) が介護保険から給付されます。

<サービスの概要>

①入浴

- ・ 契約者の状態に合わせた入浴又は清拭を週2回以上行います。
- ・ 寝たきりでも機械浴またはリフト浴を使用して入浴することができます。入浴の種類は、個室・リフト浴、機械浴がございます。
- ・ ご利用期間等が、短期間の場合また、ご希望されない場合は上記と異なります。

②排泄

- ・ 排泄の自立を促すため、契約者の身体能力を最大限活用した援助を行います。

③機能訓練

- ・機能訓練指導員により、契約者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復又はその減退を防止するための訓練を実施します。

④その他自立への支援

- ・寝たきり防止のため、できるかぎり離床に配慮します。
- ・生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。
- ・清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が行なわれるよう援助します。

(2) その他介護給付サービス加算 (契約書第4条)

- ・入退所の際の送迎サービス

(3) 介護保険の給付対象とならないサービス (契約書第5条)

以下のサービスは、利用料金の全額がご契約者の負担となります。

<サービスの概要と利用料金>

① 食事の提供に要する費用 (食材費及び調理費)

契約者に提供する食事の材料費及び調理費にかかる費用です。

実費相当額の範囲内にて負担していただきます。ただし、介護保険負担限度額認定証の発行を受けている方につきましては、その認定証に記載された食費の金額 (1日当たり) のご負担となります。

②滞在費 (光熱水費及び室料 (建物設備等の減価償却費等))

この施設及び設備を利用し、滞在されるにあたり、光熱水費相当額及び室料 (建物設備等の減価償却費等) を、ご負担していただきます。ただし、介護保険負担限度額認定証の発行を受けている方については、その認定証に記載された居住費の金額 (1日当たり) のご負担となります。

③特別な居室の提供に要する費用

④特別な食事の提供に要する費用

⑤理髪・美容 (ご利用にあたっては、事前にお申し込みが必要です)

[理髪サービス]

毎月に3回、理容師の出張による理髪サービス (調髪等) をご利用いただけます。

利用料金: 1回あたり 1500円

[美容サービス]

毎月1回、美容師の出張による美容サービス [パーマ等] をご利用いただけます。

利用料金: 1回あたり 実費徴収

⑥レクリエーション、クラブ活動

契約者の希望によりレクリエーションやクラブ活動に参加していただくことができます。

お花見会、夏祭り、敬老会等当施設の計画により実施したのものについては、原則として無料です。ただし、契約者の申し出により実施した行事・クラブ活動については材料代等の実費

をご負担いただきます。

⑦複写物の交付

契約者は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧できますが、複写物を必要とする場合には実費をご負担いただきます。

1枚につき10円

⑧日常生活上必要となる諸費用実費

日常生活品の購入代金等ご契約者の日常生活に要する費用で契約者に負担いただくことが適当であるものにかかる費用を負担いただきます。

お部屋の電気代等は、利用料金に含まれております。

☆経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う2か月前までにご説明します。

(3) 利用料金のお支払い方法 (契約書第7条参照)

前記(1)、(2)の料金・費用は、サービス利用終了後に、ご利用期間分の合計金額を以下の方法でお支払い下さい。

① 口座振替 (利用月毎に月末締めで、翌月27日に口座振替します。)

② 施設指定口座への振込による支払い

振込先銀行口座・名義：仙台銀行 松陵支店223 普通口座0000768

社会福祉法人 仙台白百合会

特別養護老人ホーム 梅が丘 館長 菅原節雄

振込手数料は、契約者のご負担とさせていただきます。

③ 特別養護老人ホーム百合ヶ丘苑窓口で現金にて支払い

(9:00～17:00までの時間内をお願いいたします。)

(4) 利用の中止、変更、追加、送迎 (契約書第8条参照)

○利用予定期間の前に、契約者の都合により、(介護予防)短期入所生活介護サービスの利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合はサービスの実施日前日までに事業者申し出て下さい。

○原則として、居室のご指定はできません。ただし、必要に応じて利用中に変更可能な場合は協議いたします。

○サービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所の稼働状況により契約者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時を契約者に提示して協議します。

○契約者がサービスを利用している期間中でも、利用を中止することができます。その場合、既に実施されたサービスに係る利用料金はお支払いいただきます。

○送迎を希望される場合は、事前にお申し込みください。土・日・祝日等の送迎サービスは、実施いたしません。ご家族・民間の送迎サービスをご利用ください。

5. 苦情の受付について（契約書第 21 条参照）＊

（１）当事業所における苦情の受付

当事業所における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

○苦情解決責任者 館 長 菅原 節雄

○苦情受付窓口（担当者）

副館長兼相談室長 一井 優佳

介護室長兼相談員補佐 小野寺 浩

○受付時間 毎週月曜日～金曜日

 9：00～18：00

また、苦情受付ボックスを玄関ホールに設置しています。

（２）行政機関その他の苦情受付機関

行政機関その他苦情受付機関	所在地 電話番号
仙台市泉区介護保険課介護保険係	仙台市泉区泉中央二丁目1-1 022-372-3111（代）
仙台市介護事業支援課	仙台市青葉区国分町三丁目7-1 022-214-8318
宮城県仙台保健福祉事務所	仙台市青葉区堤通雨宮町4-17 県仙台合同庁舎 022-275-9135
宮城県消費生活センター	仙台市青葉区錦町一丁目1-20 022-261-5161
宮城県国民健康保険団体連合会	仙台市青葉区上杉一丁目2-3 022-222-7079
福祉サービス利用に関する 運営適正化委員会	仙台市青葉区上杉1-2-3 022-716-9674

第三者委員 千葉 訓偉 電話 022-220-0166

 土井 敬子 電話 022-372-3029

<重要事項説明書付属文書>

1. 事業所の概要

- (1) 建物の構造 鉄筋コンクリート造 地上3階
- (2) 建物の延べ床面積 2145.74㎡ (長期部分も含む)
- (3) 事業所の周辺環境*

当施設は閑静な住宅街の高台に位置し、西に蔵王連峰、泉ヶ岳を一望できる見晴らしの良い地域環境です。

職員の配置状況

<配置職員の職種>

- 介護職員**… 契約者の日常生活上の介護並びに健康保持のための相談助言等を行います。
- 生活相談員**… 契約者の日常生活上の相談に応じ、適宜生活支援を行います。
1名の生活相談員を配置しています。
- 看護職員**… 主に契約者の健康管理や療養上の世話をしますが、日常生活上の介護、介助等も行います。
1名の看護職員を配置しています。
- 機能訓練指導員**… 契約者の機能訓練を担当します。
1名の機能訓練指導員を配置しています。
- 医師**… 契約者に対して健康管理及び療養上の指導を行います。
1名の医師を配置しています。
- 管理栄養士**… 食事サービス全般に関わることを担当します。

3. 契約締結からサービス提供までの流れ

- (1) 契約者に対する具体的なサービス内容やサービス提供方針については、「居宅サービス計画(ケアプラン)」がある場合はその内容を踏まえ、契約締結後に作成する「短期入所生活介護計画(介護予防短期入所生活介護計画)」に定めます。契約締結からサービス提供までの流れは次の通りです。(契約書第3条参照)

①当事業所の介護支援専門員(ケアマネジャー)に短期入所生活介護計画(介護予防短期入所生活介護計画)の原案作成やそのために必要な調査等の業務を担当させます。

②その担当者は短期入所生活介護計画(介護予防短期入所生活介護)の原案について、契約者及びその家族等に対して説明し、同意を得たうえで決定します。

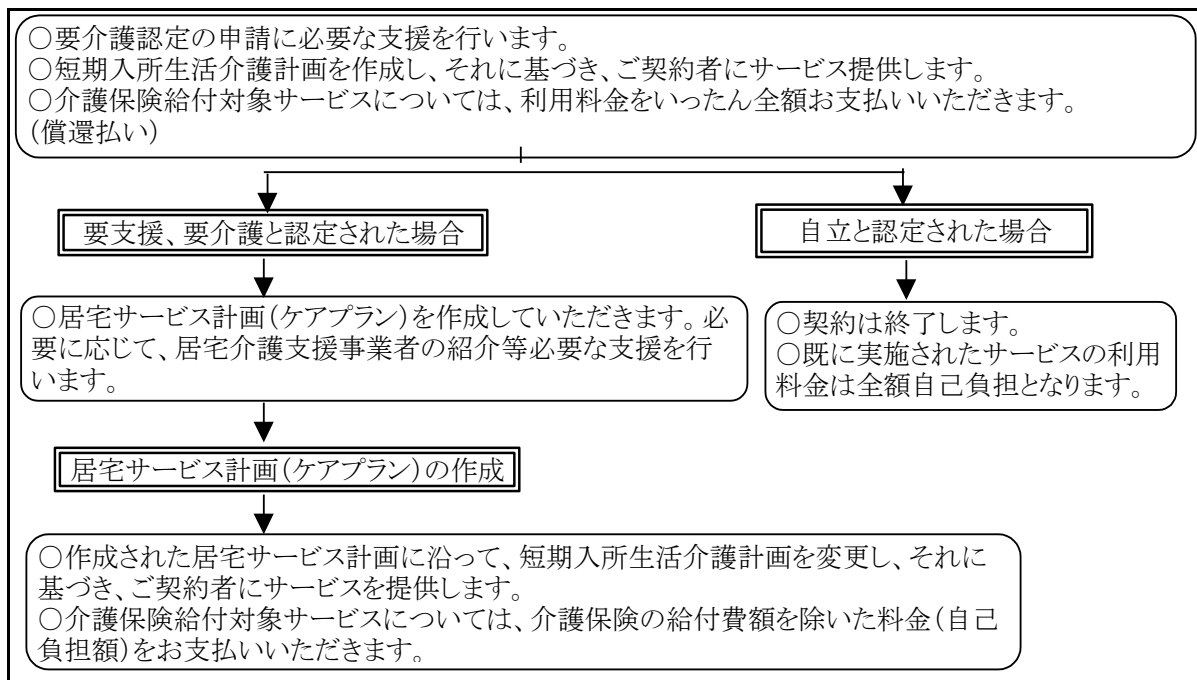
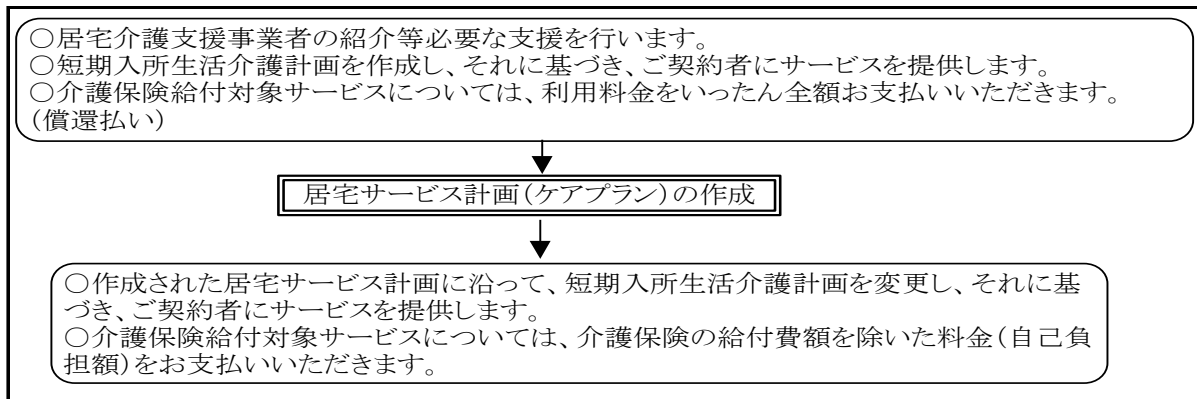
③短期入所生活介護計画(介護予防短期入所生活介護計画)は、居宅サービス計画(ケアプラン)が変更された場合、もしくは契約者及びその家族等の要請に応じて、変更の必要があるかどうかを確認し、変更の必要のある場合には、契約者及びその家族等と協議して、短期入所生活介護計画(介護予防短期入所生活介護計画)を変更します。

④短期入所生活介護計画(介護予防短期入所生活介護計画)が変更された場合には、契約者に対して書面を交付し、その内容を確認していただきます。



(2) 契約者に係る「居宅サービス計画(ケアプラン)」が作成されていない場合のサービス提供の流れは次の通りです。

①要介護認定を受けている場合



②要介護認定を受けていない場合

4. サービス提供における事業者の義務(契約書第10条、第11条参照)

当事業所では、契約者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

- ① 契約者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮します。
- ② 契約者の体調、健康状態からみて必要な場合には、医師又は看護職員と連携のうえ、契約者から聴取、確認します。
- ③ 契約者に提供したサービスについて記録を作成し、5年間保管するとともに、契約者又は代理人の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。
- ④ 契約者に対する身体的拘束その他行動を制限する行為を行いません。
ただし、契約者又は他の利用者等の生命、身体を保護するために緊急やむを

得ない場合には、記録を記載するなど、適正な手続きにより身体等を拘束する場合があります。

⑤ 契約者へのサービス提供時において、契約者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合には、速やかに主治医又はあらかじめ定めた協力医療機関への連絡を行う等必要な処置を講じます。

⑥ 事業者及びサービス従事者又は従業員は、サービスを提供するにあたって知り得た契約者又はご家族等に関する事項を正当な理由なく、第三者に漏洩しません。(守秘義務)

ただし、契約者に緊急な医療上の必要性がある場合には、医療機関等にご契約者の心身等の情報を提供します。

また、契約者との契約の終了に伴う援助を行う際には、あらかじめ文書にて、契約者の同意を得ます。

5. サービスの利用に関する留意事項

当事業所のご利用にあたって、サービスを利用されている利用者の快適性、安全性を確保するため、下記の事項をお守り下さい。

(1) 持ち込みについて

当事業所は、新型の指定短期生活介護施設であります。持ち込みについては、家具等利用期間中必要とされる物等を持ち込みいただくことは可能です。

ただし、動物等の持ち込みについては、ご遠慮ください。

(2) 施設・設備の使用上の注意（契約書第12条参照）

○居室及び共用施設、敷地をその本来の用途に従って利用して下さい。

○故意に、又はわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設、設備を壊したり、汚したりした場合には、契約者に自己負担により原状に復していただくか、又は相当の代価をお支払いいただく場合があります。

○契約者に対するサービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合には、契約者の居室内に立ち入り、必要な措置を取ることができるものとします。但し、その場合、ご本人のプライバシー等の保護について、十分な配慮を行います。

○当事業所の職員や他の利用者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うことはできません。

(3) 喫煙

事業所内の喫煙スペース以外での喫煙はできません。

(4) サービス利用中の医療の提供について

原則として、医療の提供は行いません。

ただし、利用中にけが等で医療を必要とする場合は、契約者の希望により、下記協力医療機関において診療や入院治療を受けることができます。(但し、下記医療機関での優先的な診療・入院治療を保証するものではありません。また、下記医療機関での診療・入院治療を義務づけるものでもありません。付き添い等ご家族にお願いする場合がございます。)

①協力医療機関

医療機関の名称	医療法人徳州会 仙台徳州会
所在地	宮城県仙台市泉区高玉町9-8
診療科	内科・外科・整形外科・皮膚科・他

医療機関の名称	財団法人仙台医療センター 仙台オープン病院
所在地	宮城県仙台市宮城野区鶴ヶ谷5-22-1
診療科	内科・外科・整形外科・皮膚科・他

医療機関の名称	財団法人宮城県成人病予防協会 仙台循環器病センター
所在地	仙台市泉区泉中央1-6-12
診療科	循環器科・心臓血管外科・内科・呼吸器科・消化器科・外科

②協力歯科医療機関

医療機関の名称	社団法人仙台歯科医師会在宅訪問・障害者・休日夜間歯科診療所
所在地	仙台市青葉区五橋2-12-2 仙台市福祉プラザ12階

6. 損害賠償について（契約書第13条、第14条参照）

当事業所において、事業者の責任により契約者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします

ただし、その損害の発生について、契約者に故意又は過失が認められる場合には、契約者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、事業者の損害賠償責任を減じる場合があります。

7. サービス利用をやめる場合（契約の終了について）

契約の有効期間は、契約締結の日から契約者の要介護認定の有効期間満了日までですが、契約期間満了の2日前までに契約者から契約終了の申し入れがない場合には、契約は更に同じ条件で更新され、以後も同様となります。

契約期間中は、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当事業所との契約は終了します。（契約書第16条参照）

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">①契約者が死亡した場合②要介護認定により契約者の心身の状況が自立と判定された場合③事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合④施設の滅失や重大な毀損により、契約者に対するサービスの提供が不可能になった場合⑤当事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合⑥契約者から解約又は契約解除の申し出があった場合（詳細は以下をご参照下さい。）⑦事業者から契約解除を申し出た場合（詳細は以下をご参照下さい。） |
|---|

(1) 契約者からの解約・契約解除の申し出（契約書第 17 条、第 18 条参照）

契約の有効期間であっても、契約者から利用契約を解約することができます。その場合には、契約終了を希望する日の 7 日前までに解約届出書をご提出ください。

ただし、以下の場合には、即時に契約を解約・解除することができます。

- ①介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合
- ②契約者が入院された場合
- ③契約者の「居宅サービス計画（ケアプラン）」が変更された場合
- ④事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める短期入所生活介護サービス（介護予防短期入所生活介護サービス）を実施しない場合
- ⑤事業者もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合
- ⑥事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失によりご契約者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- ⑦他の利用者が契約者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

(2) 事業者からの契約解除の申し出（契約書第 19 条参照）

以下の事項に該当する場合には、本契約を解除させていただくことがあります。

- ①契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ②契約者による、サービス利用料金の支払いが 3 か月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
- ③契約者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

(3) 契約の終了に伴う援助（契約書第 16 条参照）

契約が終了する場合には、事業者は契約者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、必要な援助を行うよう努めます。